

第4回生産物分類策定研究会 議事概要

1 日 時 平成29年9月15日（金）14：00～16：00

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室

3 出席者

（構成員）宮川座長、居城構成員、菅構成員、牧野構成員

（審議協力者）中村審議協力者

（オブザーバー）内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行 ※金融庁は欠席
（事務局）総務省（政策統括官室）

4 議 題

- (1) SUTタスクフォースにおける審議状況について
- (2) 生産物分類策定の基本的な考え方について
- (3) 分類原案の作成方法について

5 概 要

(1) SUTタスクフォースにおける審議状況について

事務局から、資料1-1及び1-2に基づき、第112回統計委員会（平成29年8月24日）に報告された「SUTタスクフォース・意見取りまとめ」の概要について説明があった。

主な意見等は特になし。

(2) 生産物分類策定の基本的な考え方について

事務局から、資料2に基づき、「生産物分類策定の基本的な考え方（案）」について説明があった。事務局は、本日の研究会における意見等を踏まえて修正案を作成し、次回研究会に改めて提出することとなった。

主な意見等は以下のとおり。

- 「策定の目的」の記述について、こなれた表現になっていないので、わかりやすく簡潔に記載すべき。
- 「策定の目的」において、「SUT体系の部門概念と整合的な生産物分類を提供する」とあるが、「整合的」とはSUTの部門分類と全く同じものを作成することを想定しているのか。
→ SUTでは帰属計算を行う部門もあるため、完全に同じものにはならないと思うが、基本的にはできる限り概念を合わせていくことが適切と考えている。
- 「生産物の範囲」の（注）1において、無形財として「特許、商標、著作権等の知的財産等」との例示があり、特許等として登録済みの知的財産のみが含まれるように読める。一方で、（注）2では、企業内研究開発等の自己勘定総固定資本形成も概念上含まれるとしており、これを踏まえれば、特許等として未登録の知的財産についても無形財として生産物の範囲に含まれることを明記すべきではないか。また、政府サービスについては教育などの個別的政

府サービスのほかに集会的政府サービスも含まれるのか。

→ 今後調べて確認するが、諸外国の生産物分類では、知的財産については著作権等の登録を前提にしているもの限定している可能性もあり、御指摘のような未登録の知的財産の扱いについては、事務局においてよく確認した上で書き方を検討したい。また、政府サービスには集会的政府サービスも概念上含まれる。

○ 「分類基準」において、生産物の代替性のほかに補完性を考慮する必要があるのではないか。

→ 「分類基準」は最下層の生産物を特定する際の基準と考えており、生産物の補完性は中上位分類を構築する際の考え方と思われるため、「分類基準」の中では記載せず「分類構成」の項目の中で記載している。

○ 議題1で説明のあった「SUTタスクフォース・意見取りまとめ」では、基準年SUT・産業連関表の部門について、「国内生産・需要額の大きさ」、「産業・生産物の成長性」について、一定の客観的ルールを設定して検討を行うとされているが、生産物分類策定の「分類基準」においてこれらの観点が含まれていないのはなぜか。

→ 生産物分類の最下層分類は基準年SUT・産業連関表の部門分類よりも細かいレベルで作成されるものであり、かつ、先行して作成するサービス分野については、既存の生産物分類がないことから、参考となる生産額・需要額等のデータが十分に得られない可能性があるため、一律に客観的ルールを設定して分類を作成することは難しいのではないかと考えている。なお、検討に際しては、既存の統計調査のデータや業界において作成しているデータなど入手可能なものは参考にしながら検討を進めたいと考えている。

○ 「分類構成」については、需要側視点の分類体系と産業分類ベースの分類体系のどちらが適当か現時点では判断できず、また、ユーザーが最下層の分類のみを利用するとは限らないので、需要側視点の分類体系と産業分類ベースの分類体系の2種類を作成すべきではないか。

→ 御指摘のとおり、基礎統計との関係では、産業分類ベースの分類体系が求められる一方で、これまでの本研究会での議論では、産業分類に類似した分類体系では生産物分類を敢えて作成する意義がないのではないかと御指摘もあり、事務局としては需要側視点の分類体系の構築を指向したものである。しかし、産業分類をベースとした分類体系が必要との御意見が多くあるのであれば、対応表のあり方も含めて引き続き総合的に検討するという方向で修正することも考えたい。

→ 基礎統計において最下層の分類を使用するとは限らず、もっと粗い分類でしか調査できない場合もあるため、中位層レベルの産業分類との対応表を作成しないと、各府省庁がバラバラで対応表を作成することになり、SUTを作成する上でも困ることになる。どの程度のレベルの対応表が必要かは基礎統計を実施する各府省庁の御意見次第ではないか。

→ 基礎統計を実施する立場からは、必ずしも最下層の生産物分類で調査できるとは限らないので、小分類又は中分類レベルで組み上げた統合分類があればよいが、その場合でも、例えば自動車と自動車保険が一緒になった統合分類では使えない。統計調査で使用可能な統合分類を提供していただきたい。

○ 「策定された生産物分類の取扱い」のところサービス分野の生産物分類は平成30年度までに策定するとあるが、サービスについてはサービス業が産出するものと製造業が産出するものがあると思われるので、平成31年度以降に財分野を検討する際に、サービス分野につい

ては見直す必要が出てくる可能性もあるのではないかと。

→ 御指摘のとおりであり、例えば情報サービスなどは、サービス業のみならず製造業が産出しているケースも想定され、財分野の検討時にサービス分野との整合を図る必要性が生じた場合は見直しも検討したい。

- 「作業の進め方、体制」において、「分類原案」と「分類設定案」という用語が出てくるが、同じ意味で使用しているのか。

→ 研究会に提出する案を「分類原案」、研究会での御意見を踏まえて修正し、政策統括官決定を行う前に各府省庁等に照会するときの案を「分類設定案」と区分して書き分けているが、分かりにくいようであれば修正を検討する。

(3) 分類原案の作成方法について

事務局から、分類原案の作成方法について説明があった。

主な意見等は以下のとおり。

- 日本標準産業分類において中分類ごとに設定されている「管理、補助的経済活動を行う事業所」において産出される本社業務などの生産物についても、毎回の検討において議論するのか。

→ 毎回議論するのではなく、どこかでまとめて検討したいと考えている。

- 「その他の〇〇」といったバスケット項目は、各階層レベルにおいて設定するのか。

→ 基本的にはそのような方向で考えているが、安易に「その他の〇〇」で括らないように留意したい。また、日本標準産業分類において「その他の〇〇業」という分類には、雑多な産業が含まれており、これらの産業が産出する生産物をどのように特定するのも検討課題と認識している。

- 「基本的な考え方」で記載されている「基礎統計における報告可能性への配慮」については、SUT体系の部門分類と整合性を確保する観点から、供給側（売上高）のほか使用側（投入額）の報告可能性にも配慮して検討する必要があるのではないかと。

→ 投入額の報告可能性については、企業へのヒアリング等を通じて可能な限り把握したいと考えているが、現状、産業連関表の作成のための投入調査において把握できるものは限られ、投入構造を把握すること自体に困難さがあることも御理解いただきたい。

- 産業分類との対応表について、事務局としては、生産物の代替性に着目して作成した最下層分類とその1つ上の統合分類レベルにおける対応表を作成したいと考えているが、基礎統計における適用可能性という点で、これで十分なのか、さらに上位のレベルでの対応表が必要なのか御意見をいただきたい。

→ まずは補完性を考慮せず代替性のみで分類階層を構築して産業分類との対応関係を整理するとともに、それとは別に、補完性も考慮したNAPCS型の分類体系を構築するという考え方がよいのではないかとと思うが、分類構成のあり方は根の深い問題であるので、引き続き研究会において議論をしていきたい。

以上